

管 区 事 務 所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

2016年11月11日

内閣総理大臣 安倍 晋三様
法務大臣 金田 勝年様

死刑の執行に憤りをもって抗議します

本日、福岡拘置所において田尻賢一さんに対して死刑が執行されました。極めて遺憾であり、この度の死刑の執行に断固として抗議致します。

日本聖公会は、イギリス国教会の流れをくむキリスト教会の一教派です。私達はこれまで、キリスト者の信仰にたって、神によって創造された全ての生命とその尊厳を守るために、死刑制度の廃止を強く訴えて来ました。

死刑制度は、「残忍な刑罰」を禁じた日本国憲法第36条、及び「何人も拷問または残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な取り扱いもしくは刑罰を受けることはない」と定めた、世界人権宣言第5条の精神に反するものです。刑罰として人のいのちを奪う権利は国家にも、誰にも与えられていません。死刑は国家による犯罪です。また、死刑は、悔い改めと更生への道を国家が奪うものであり、更に冤罪により無実の人の命を奪う可能性も有しています。

私たちは現在、死刑の判決後キリスト教の信仰を受け入れ、受洗した死刑囚と共に信仰生活を送っております。これまでに、自分の犯した罪に真摯に向き合い、「生きて罪を償いたい」と贖罪の日々を送っていた同宗の友5人を死刑の執行によって奪われました。私たちの死刑制度の廃止を求める願いには切なるものがあります。

OECD加盟国の中でも、死刑の執行を続けているのは米国と日本だけであることを考えても、死刑制度の廃止は国際的な潮流です。

金田法務大臣には、内閣及び国会の場において議論を尽くし、死刑制度廃止に向け努力をするよう求めます。そして、これ以上誰の命も奪われることがないように、法改正がなされるまで決して死刑の執行をしないよう強く求めます。

日本聖公会・正義と平和委員会
委員長 主教 上原 榮正